

安全への取り組み

安全理念

- 私たちは常にお客様の安全を最優先に考えます。
- 私たちは安全に関する関係法令・交通法規・マナーを遵守します。
- 私たちは安全確保のための継続的な改善に努めます。

安全運転のための行動指針

- 旅客自動車運送事業運輸規則に従い、交替運転者の適切な配置を行います。
- 出庫前のアルコール・チェックを徹底し、飲酒運転の撲滅に取り組みます。
- 疲労や睡眠時間など運転士の健康状態を把握し、過労運転の防止に努めます。

輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

1. 代表取締役（安全統括管理者）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内における輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、安全に関する現場の声に真摯に耳を傾け、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
2. 輸送の安全に関する法令を遵守し、輸送の安全管理体制の構築と維持に努めます。
3. 輸送の安全に関する計画の策定および実施と、安全対策の不断な見直しによる輸送の安全性向上を実現します。
4. 輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。

安全方針の実現に向けた主な取り組み

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規定に定められた事項を遵守する。
2. 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行う。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要に応じて是正措置や予防措置を講じる。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有する。
5. 輸送の安全に関する教育・研修の具体的な計画を作成し実施する。

輸送の安全に関する目標（安全目標）および達成状況

1. 2020 年度 輸送の安全に関する目標（安全目標）

「人身事故ゼロ・車内事故ゼロ・物損事故ゼロ」

2. 2020 年度 輸送の安全に関する目標（安全目標）の達成状況

	目 標	達成状況	
人身事故	0	0	達成
車内事故	0	0	達成
物損事故	0	2	未達
合 計	0	2	未達

※2020 年度は 7 月と 10 月にそれぞれ物損事故が 1 件ずつ発生したため目標未達

3. 2021 年度 輸送の安全に関する目標（安全目標）

「人身事故ゼロ・車内事故ゼロ・物損事故ゼロ」

事故に関する統計

1. 人身事故・車内事故・物損事故ならびに有責事故・他責事故の内訳と推移

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
人身事故	有責	0	0	0
	他責	0	0	0
車内事故	有責	0	0	0
	他責	0	0	0
物損事故	有責	0	1	2
	他責	0	0	0
合 計		0	1	2

2. 2020 年度 自動車事故報告規則に基づく事故（※）の内訳

事故の分類	発生件数
自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの	0
10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0
死者又は重傷者を生じたもの	0
10 人以上の負傷者を生じたもの	0
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害が生じたもの	0
酒気帯び運転無免許運転、大型自動車等無資格運転を伴うもの	0
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0
救護義務違反があったもの	0
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る）	0
橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3 時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0
高速自動車国道又は自動車専用道路において、3 時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0
その他、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0

※運輸省令第 104 号「自動車事故報告規則 第 2 条」による

輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

1. 輸送の安全のために講じた措置（2020年度）

教育研修

- 国交省の「一般的な指導および監督の指針」に対応し、運転者の指導教育に特化したeラーニングシステム「グッドラーニング！」の導入（4月導入）
- 「グッドラーニング！」による乗務員教育（安全講座 年12回、特別講座 年1回実施）
- 運転適性診断（適齢8月、一般3月実施）
- 急ブレーキ講習（12月17日実施）
- チェーン装着訓練（12月17日実施）
- 消火器・非常用器具、非常口取り扱い訓練（12月17日実施）
- 普通救命講習会（1月実施予定→コロナのため延期）

安全設備

- 増車したバスにドラレコ・デジタコ取り付け（4月7日実施）
- 安全対策強化のための車庫の整備（4月8日実施）
- コロナ対策のため運転席に仕切りカーテンを設置（6月15日実施）
- バスの路肩灯をLEDに交換（8月19日実施）

健康管理

- 健康診断（2月または6月に年1回受診）

2. 輸送の安全のために講じようとする措置（2021年度）

教育研修

- 「グッドラーニング！」による乗務員教育（安全講座 年12回、特別講座 年1回実施予定）
- 急ブレーキ講習（11月実施予定）
- チェーン装着訓練（11月実施予定）
- 消火器・非常用器具、非常口取り扱い訓練（11月実施予定）
- 普通救命講習会（12月実施予定）
- 運転適性診断（1月実施予定）

安全設備

- 安全対策強化のための車庫の整備（6月、12月実施予定）

健康管理

- 健康診断（2月または6月に年1回受診予定）

輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

1. 乗務員教育研修

- 乗務員教育研修（毎月 1 回実施）
- 運転適性診断（毎年 1 回実施）
※ただし、事故惹起者はその都度、新規採用者は採用時に実施
- チェーン装着訓練（毎年 1 回実施）
- 普通救命講習会（毎年 1 回実施）

2. 運行管理者及び整備管理者

- 国土交通大臣が認定した講習を受講（2 年に 1 回実施）
- その他、必要に応じてさまざまな講習等を受講

輸送の安全に係る内部監査の結果ならびにその措置

当社の安全管理規程 第十五条に定められている内部監査の規定に基づき、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を年に 1 回以上実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合、または同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

さらに内部監査において改善すべき事項が認められた場合は、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じて緊急の是正措置または予防措置を講じる。

2020 年度においては 8 月に輸送の安全に関する内部監査を実施し、関係法令および安全管理規定等に違反している項目や内容は認められなかった。

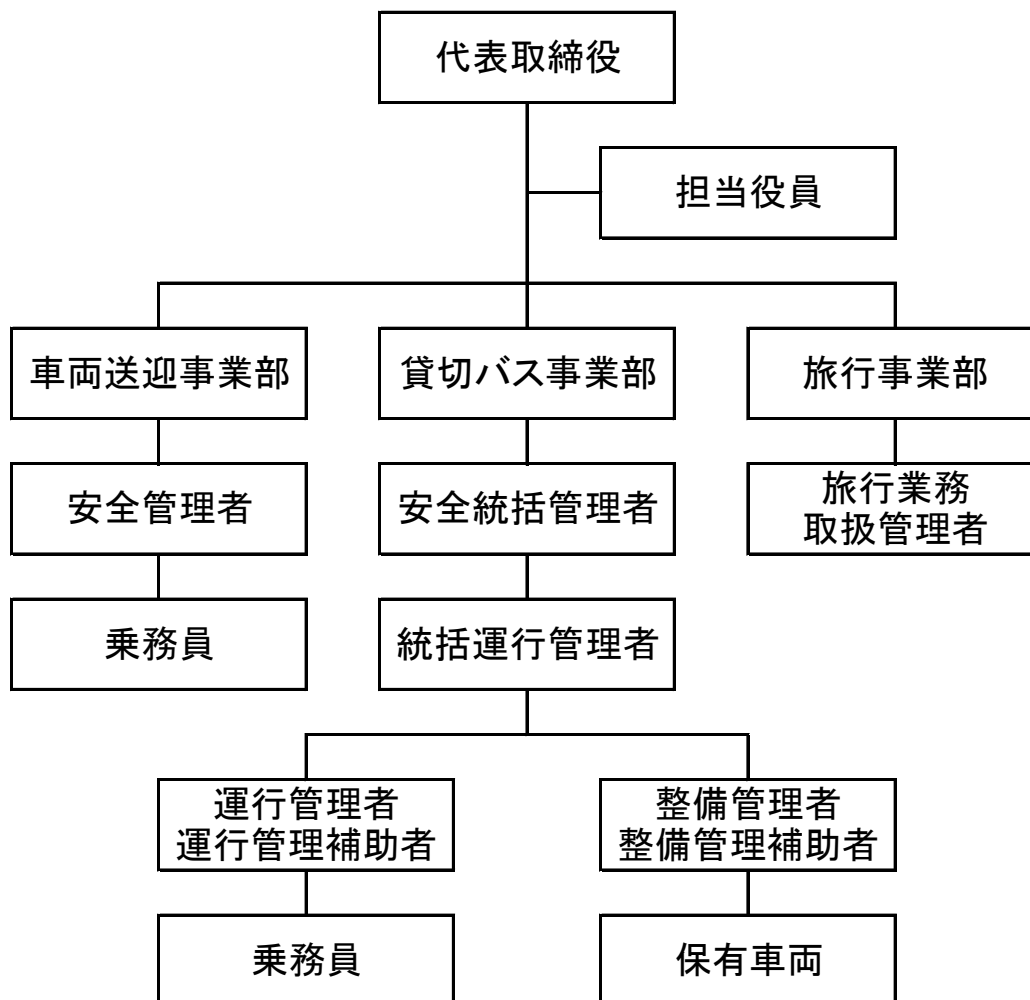
安全統括管理者

代表取締役 小山博正

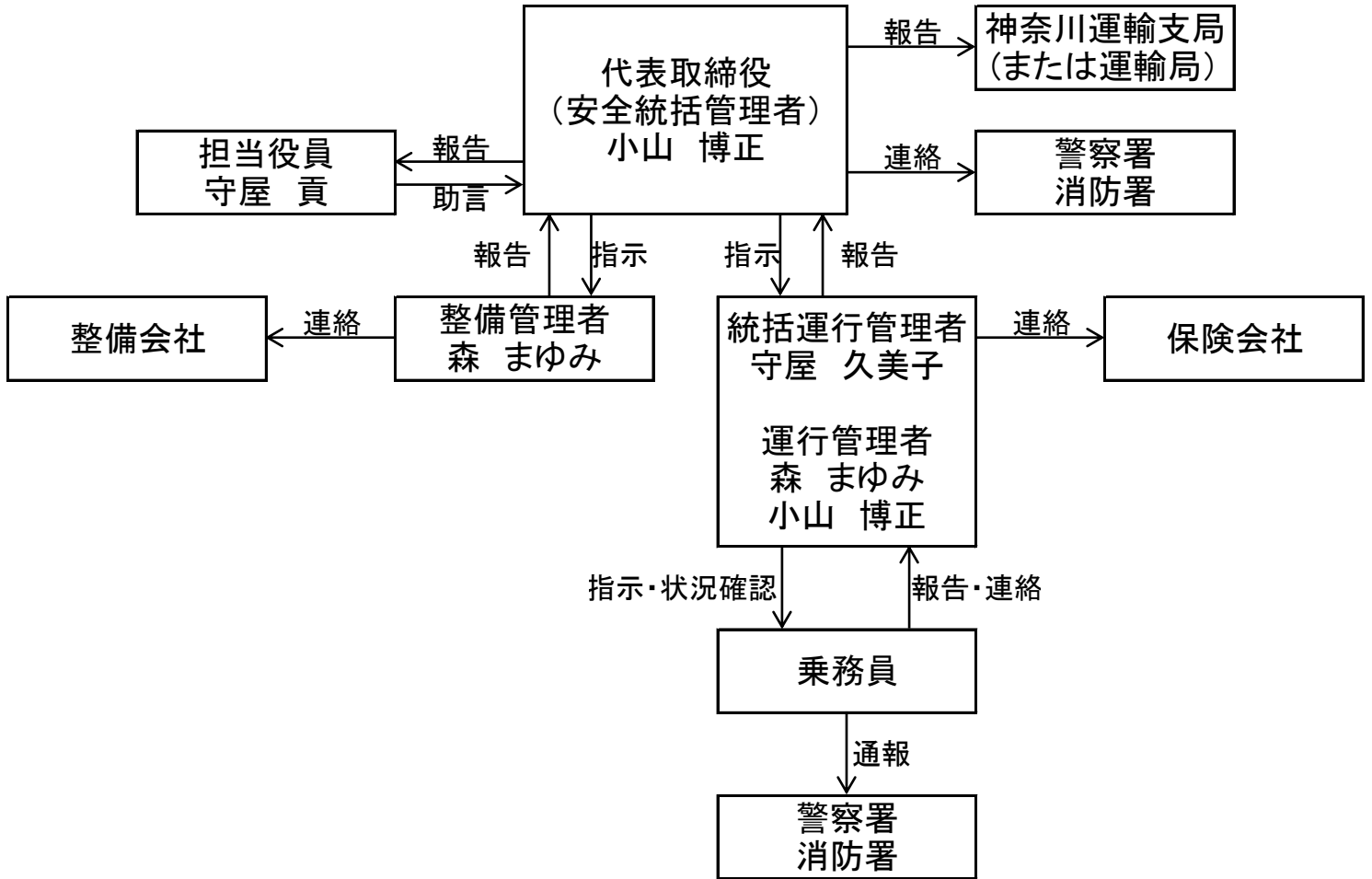
選任日：2019 年 12 月 10 日

届出日：2019 年 12 月 13 日

エム・ケ一観光株式会社 組織体制図



エム・ケ一観光株式会社 事故等報告・連絡体制図



平成25年9月25日 制定
平成25年10月1日 実施

エム・ケー観光株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）
第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、
もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有さ

れるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の

達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。